

古座川町環境美化推進条例

(目的)

第1条 この条例は、町、町民、旅行者、事業者及び土地所有者等が協働して環境美化を推進することにより、美しく住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境美化 清潔で廃棄物がなく、美しい状態に保つことをいう。
- (2) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (3) 町民 町内に居住する者をいう。
- (4) 旅行者 町内に滞在し、又は町内を通過する者をいう。
- (5) 事業者 町内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 土地所有者等 土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(町の責務)

第3条 町は、環境美化の推進を図るため、必要な施策を策定し、これを実施するものとする。

(町民の責務)

第4条 町民は、その居住する地域における環境美化活動に積極的に参加し、地域の環境美化に努めるとともに、町が実施する環境美化の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(旅行者の責務)

第5条 自ら生じさせた廃棄物をみだりに捨ててはならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業所周辺地域における環境美化に努めるとともに、町が実施する環境美化の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、従業員その他事業活動に従事する者に対する環境美化に関する意識の向上を図るよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、周辺に悪影響を及ぼさないよう廃棄物を適正に処理しなければならない。

(勧告及び命令)

第8条 町長は、前条において適正に処理しない者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 町長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うよう命令することができる。

(公表)

第9条 町長は、前条第2項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がないにもかかわらず当該命令に従わない場合は、その事実を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめその者に理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

(立入調査)

第10条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、町長の指定する職員に、必要な場所に立ち入らせ、調査することができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 関係者は、第1項に基づく調査に協力しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。